

プラスチック製品・ゴム製品の出し方について

燃やせるごみ指定袋に入りますか？
または、切ったり砕いたりして指定袋に入る大きさにできますか？

一部例

※金属を含むものは「燃やせないごみ」です。



燃やせるごみ指定袋に入れて燃やせるごみの日に出してください。



1 辺の長さが 50cm 以下ですか？
または、切ったり砕いたりして 50cm 以下にできますか？

一部例



燃やせるごみ指定シールを貼って燃やせるごみの日に出してください。



1 辺の長さが 50cm を超えて 1m 以下ですか？

一部例



燃やせないごみ指定シールを貼って燃やせないごみの日に出してください。



一辺の長さが 1m を超えるものは、集積所に出せないため直接民間処理施設か、クリーンセンターへ持ち込んでください。

民間処理施設

詳細は 21 ページ

クリーンセンター

詳細は 18 ページ

注意!!



このマークがついているものは、汚れを落として「容器包装(プラスチック製)」で出してください。

一部例



(詳細は 9~10 ページ)

※燃やせるごみで出さないでください。